



## 家畜伝染病予防法が改正されました — 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 平成22年の口蹄疫の発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 牛飼養者は、飼養衛生管理基準に基づいて、衛生管理を行い、口蹄疫が疑われるときは、家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

### 新しい飼養衛生管理基準の主なポイント

#### 1. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

牛舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄でも可）しましょう。

牛舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

#### 2. 病原体の侵入防止

海外で使用した衣服及び靴（過去4ヶ月以内）を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分洗浄・消毒等を行きましょう。

また、普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して野生動物の排泄物があった場合は、きれいに掃除しましょう。

#### 3. 家畜の健康観察と早期通報

毎日、家畜の健康観察を行い、特に口蹄疫を疑う症状が確認されたら、すぐに農場主へ伝えましょう。

泡沫状のよだれ



舌の水ほう（水ぶくれ）



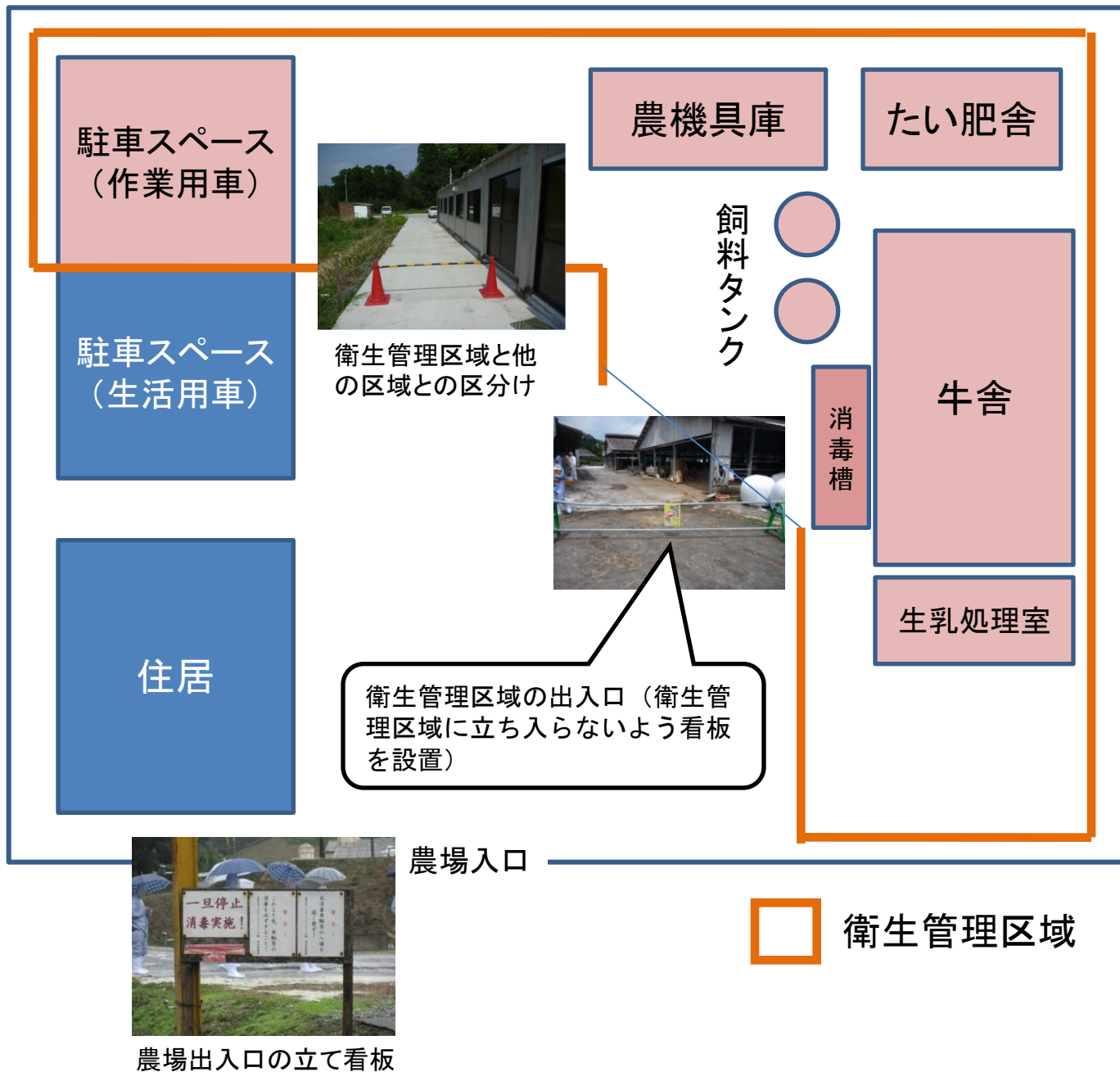
舌のびらん（粘膜のただれ）



39度以上の発熱、かつ、上記の写真のような症状があれば、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、  
両区域の境界が分かるようにしましょう。

## 衛生管理区域設定のイメージ



Q. 衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A. 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。

(参考)

## コーンを用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



## 消毒等の具体的な方法(参考)



消毒用ポンプでの車両消毒



農場入口への消石灰の散布



踏み込み消毒槽

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認し、野生動物の排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしてください。



清掃された飼槽とウォーターカップ

## 口蹄疫の特定症状の例



泡沫状のよだれ



泡沫状のよだれ



舌の水ほう（水ぶくれ）



舌のびらん（粘膜のただれ）



口唇のびらん（粘膜のただれ）



乳頭の水ほう（水ぶくれ）

Q. 口蹄疫の特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A. 検査の結果が判明するまでの間、外出は避けてください。  
やむを得ない場合には、家畜保健衛生所に相談の上、消毒などについての指示に従ってください。